

## 京都市まちの美化推進事業団について

京都市と飲料、たばこ、コンビニ、ファーストフード、弁当、旅行、旅客運送、飲料容器の各関係企業並びに観光関係団体や経済団体等で構成し、京都市の代表的な観光地、繁華街、ターミナル、幹線道路等において、清掃活動や美化啓発活動をはじめ、ごみ容器や啓発看板の設置などのまちの美事業を実施している。

### 1 設立の根拠

京都市美化推進条例第6条の規定により策定された、美化推進等総合計画に基づく共同事業組織として設立。

(設立経過)

昭和57年8月30日	全国に先駆けて制定された京都市空き缶条例により、「京都市環境美事業団」設立
平成10年8月27日	「京都市美化推進協会」設立
平成14年11月7日	発展的統合により「京都市まちの美化推進事業団」発足

### 2 目的

市全域において、散乱ごみのない美しい京都の実現に向けた有効な事業を共同して行うことを目的としている。

### 3 構成

- (1) 京都市
  - (2) 飲料及びたばこを製造し、又は販売する事業を行うもの
  - (3) 飲料及びたばこに関係する自動販売機を製造し、若しくは販売し、又は、貸与する事業者
  - (4) 飲料及びたばこに関係する商品を容器包装に入れ、又は、容器包装に包んで販売する事業者
  - (5) その他散乱ごみとなりやすい商品を製造し、又は、販売する事業者
  - (6) 散乱ごみとなりやすい宣伝物を配布して商品の販売促進を図る事業者
  - (7) ホテル・旅館業、旅行業、旅客運送業、又は、観光業を行う事業者
  - (8) 推進事業団の目的に協賛する事業者
- (令和4年9月末現在：99会員、4協賛団体及び3関係団体)

### 4 事業

美化推進強化区域を中心に以下の取組を実施する。

#### (1) 清掃活動

観光地、行楽地、ターミナル、幹線道路等において、各種市民団体、ボランティア団体、会員等関係企業・団体等と共に、清掃活動を実施。

### ①会員清掃活動

京都さくらよさこい、祇園祭後祭、時代祭などに合わせて、観光客をはじめ多くの皆様に美しい京都でお迎えするため、各行事の開催前に清掃活動を実施。

### ②定例清掃活動

原則、毎週火曜日（第5週を除く。7～8月は休止）午前10時（第2週は9月のみ午前9時30分）から、以下の美化推進強化区域において、清掃活動を実施。

- ・第1週 油小路北部区域
- ・第2週 京都駅八条口周辺
- ・第3週 油小路区域
- ・第4週 四条大宮周辺

### (2) 啓発活動

飲料容器や吸い殻等のごみのポイ捨て禁止や持ち帰り、また美化活動への参加及び協力を呼び掛けるなど、まちの美化の推進に係る啓発を実施。

①美化啓発ポスターの作成

②観光情報誌等への広告掲載

③ホームページによる美化啓発

(3) ポイ捨て防止・美化啓発看板の設置

(4) 街頭ゴミ容器の設置

(5) 地域住民団体等への清掃用具等の提供

(6) その他推進事業団の目的を達成するために必要な事業の企画実施